

意見陳述書

“はじめに一沖縄は平和的生存権を求めて反戦・平和闘争を闘う！”

何故、沖縄では反基地・平和闘争が大衆規模で闘われるのか。それは悲惨な沖縄戦の体験と過酷な米軍植民地支配の体験、さらに日本復帰後も変わらぬ米軍基地の存在（在日米軍の75%が沖縄に集中）とそこから派生する様々な事件、事故の多発、そして従属的な内容の日米地位協定、それらからの脱却、即ち日本国憲法で保障されている平和的生存権の確立を求めているからである。では、何故沖縄に平和的生存権が存在していないのかと問われれば、復帰後もアメリカ政府によって植民地的支配が続き、それを黙認する日本政府の壁が沖縄（うちな一）差別支配として続いているからである。2004年9月、米軍ヘリの沖縄国際大学キャンパスに墜落事故をめぐる米軍及び日本政府の対応が沖縄の現状を物語っている。平和的生存権の保障が皆無であることを証明するには沖縄の現代史を切開しなければ理解されないと思う。

“捨て石作戦”

太平洋戦争の末期、沖縄は本土防衛の防波堤として位置づけられ、日本国内で唯一の地上戦場となり、本土決戦の時間稼ぎ、あるいは和平交渉の条件とする国体維持（天皇制護持）に向けた“捨て石作戦”として展開された。

当時の沖縄県民60万人の4分の1という県民の生命が奪われ、豊かな自然も破壊された。その犠牲者の中には日本軍から“集団自決死”に追い込まれ、うちな一口を使用することでスパイとして虐殺され、日本兵によって避難壕から戦場へと追い出された人々が含まれる。

さらに、1万に近い朝鮮人が「慰安婦」、「軍夫」として強制連行され、沖縄戦の犠牲となった。

“戦後も続く占領と支配”

沖縄戦終了後も米軍が占領支配し、1949年10月の中華人民共和国の成立、50年6月の朝鮮戦争勃発後、日本を同盟国として位置づけるため52年4月28日サンフランシスコ条約を結び、同条約第三条によって沖縄の米軍植民地支配が確立した。

これに先立つ1947年9月、昭和天皇は自分の生命と天皇制存続との交換条件として、マッカーサーへのメッセージで“沖縄の半永久的統治”を進言していたことも忘れてはなるまい。

米軍は旧日本軍が県民から強制接收した軍事基地をそのまま占有し、また捕虜収用所にいる県民の土地を奪って基地を拡張し、それどころか1950年代

には“太平洋の要石”として“銃剣とブルドーザー”で県民の土地を奪い、要塞化を図ってきた。60年安保改定時期に在日米軍の地上部隊が撤退するとき、第三海兵師団などが米軍植民地支配下の沖縄に移駐してきた。復帰後は日本政府によって「公用地使用法」、「公用地暫定使用法」及び「在沖米軍用地特別措置法」の改悪をしながら、米軍が強奪した県民の家屋や農地を一方的に「合法化」されてきた。その結果、国土の0.6%しか満たさない沖縄に在日米軍専用施設の75%が集中し、沖縄本島の20%が米軍基地である。

“米国に従属する日本”

“核も基地もない”沖縄を求めて、日本復帰闘争を闘った県民に対する答えが日米安保体制化における現状維持の在沖米軍基地であった。“沖縄返還協定”の密約がアメリカの公文書公開で明らかになり、当時の吉野外務省北米局長の証言や佐藤首相の特使である若泉敬氏の証言があるにもかかわらず、一貫して“密約”を否定し続ける日本政府。米国の51番目の州政府、従属国として、国際社会において“腰巾着”的、運命共同体的外交を展開する日本政府に沖縄人の苦しみ、痛みなどは全く感じ得ないのであろう。同じ密約の流れとして、元外務省事務次官経験者たち4人が共同通信社の取材で“核持ち込み”の密約を首相の顔色（政治姿勢）によって相談していたとの証言は主権者たる国民の存在を無視する日本の民主主義のお粗末さと戦前から変わらない秘密主義の体質を暴露するものである。

このように、国際社会の中で米国に財政、政治、社会制度含めた便宜供与を展開する従属的同盟国は日本以外に皆無であろう。

“防衛省の嘘”

防衛省は1997年12月の名護市民投票によって確立した「海上ヘリ基地建設反対」の民意を無視して2004年4月、ボーリング調査に着手しようとしたが、名護市民の反撃を受けてボーリング調査を中断した。しかし、同年8月に沖縄国際大学キャンパスに米軍ヘリの墜落事故が発生したため、キャンプ・シュワブに資材置き場を設置し、9月に入ってボーリング調査を強行した。

沖縄県民の猛反発を背景に体を張った抵抗闘争の結果、2005年9月初旬ボーリング調査を中止に追い込んだ。

2006年5月、防衛施設庁は環境事前調査と称して環境アセス法違反の環境現況調査を実施するために佐世保所属の掃海母艦「ぶんご」を沖縄近海に出動させ、海上自衛隊の潜水土が絶滅危惧種ジュゴンの生態調査を名目とする大浦湾や辺野古リーフ内に複数の水中ビデオカメラやパッシブソナーを設置した。戦後初めて、市民運動に軍隊が圧力を加えたのである。

当時の久間防衛庁長官は「札幌の雪まつりと同じ民間協力」と嘯いた。防衛庁による海上自衛艦の導入、海上保安庁の大型巡視船、巡視艇やゴムボートで辺野古リーフ内を席卷した光景は、沖縄戦における沖縄近海を多数の米軍艦船で取り巻いた映像を彷彿させた。

“環境アセス手続きの違法性”

「沖縄の過重な基地の負担軽減」を謳い文句に米軍再編の中に位置付けられた「辺野古新基地」計画は、沖縄県民の意志を踏みにじる強硬姿勢で2014年供用開始に向けて環境アセス法に基づく環境現況調査に着手した。汚職にまみれた守屋元防衛事務次官主導の「キャンプ・シュワブ沿岸案」を、民家の上空を飛ばさないとの文書約束で名護市、宜野座村の首長を強引に説得し、V字形飛行場で合意させた。米軍は当初から「訓練形態によって集落の上空を飛ばし、2本の滑走路を離着陸専用の使い分けせず」と言明していた。防衛省は最近の国会答弁で「緊急避難的な場合など民家の上空を飛ばすこともありうる」と本音を暴露している。防衛官僚どもは全くのペテン師たちである。だまされた首長たちは「米軍再編交付金」のアメにビビリ、防衛省への抗議もできずにいる。「アメとムチ」政策の効果なのであろうか。

防衛省は辺野古新基地計画の基本計画書となるべき環境アセス法に基づく方法書を2007年8月、沖縄県知事に提出した。しかし、その主たる基本計画案がわずか7ページで展開されているにすぎず、その内容もアメリカ側との調整中という文言で終始し、沖縄県環境影響評価審査会の委員からも「これでは審理の対象とならない」と叱責され、後に2度にわたる「追加・修正方法書」を提出する有様で、欠陥方法書であった。

防衛省は追加・修正方法書を環境アセス法に基づく公告縦覧せず、私たちの意見を封殺する形で不当にも2008年3月、環境現況調査に着手した。

そして、本年4月、5300ページにわたる準備書を沖縄県に提出した。準備書に対する住民意見書は、私たちの全国的な意見書提出運動の成功によって、方法書における住民意見の10倍も超える5000件余の意見書を提出した。

防衛省の準備書は方法書の段階における県知事意見書で求められた複数年調査を無視し、台風時の調査もせず、後出しによる4ヶ所のヘリパットや200メートルの埠頭建設、汚水処理場建設、1700万立方メートルの埋め立て土砂の購入先不明、そして欠陥機MV-22オスプレイ配備に触れないなど、デタラメな内容であった。

県環境アセス審査会委員からも「環境調査の結果なぜ辺野古なのかという理由がない」と指摘されるなど、5000ページ余の壮大な分量にしては「基地建設遂行＝結果ありき」のお粗末で杜撰な準備書である。

要注意しなければならない準備書でもある。環境アセス審査会において沖縄防衛局は、年1回の故障ヘリ輸送のために必要という理由のみで、2, 3万トン級の軍用艦が停泊する200メートルの埠頭がなぜ必要なのかという十分な説明がなされていない。防衛省は米軍と共に大浦湾の軍港化を目論んでいるのであろう。ここにも、MV-22オスプレイ配備と同じく秘密使用協定の存在が疑われるのである。

“準備書作成後も行われる違法な環境調査”

また、今年5月8日から「事後調査に資する」との理由で環境現況調査が実施されている。事後調査とは基地建設から供用開始までの間の建設工事などによる環境影響調査である。それゆえ、環境アセス法に基づくものではなく、防衛省設置法に基づく自前の調査という理由で行われている。この調査の狙いは3年にわたる通年調査で国際保護動物、絶滅危惧種のジュゴンを辺野古リーフ内から追い出しを謀っているのだ。

このように防衛省による違法な環境調査を繰り返す行為は、基地建設前に辺野古から大浦湾の豊かな生物多様性が展開するチュラ海を破壊つくす目的によるものであり、そして環境アセス法を空洞化するものといえるため直ちに停止させなければならない。

この不当・不法な防衛省の準備書に対して県環境アセス審査会は10月2日、環境調査の不備や調査結果の内容に疑問を呈し、ジュゴンの複数年調査の要求、サンゴ礁保全のための建設場所の再検討、環境への影響低減が回避できない場合は事業の中止を求めた内容の答申を仲井真知事に提出した。その答申を受けた仲井真知事10月13日、沖縄防衛局に対して「普天間基地の即時閉鎖、辺野古新基地反対」の民意を無視し、「沖合移動」を展開する趣旨の意見書を提出した。

“平和的生存権の確立へ向けて”

昨年の県議会議員選挙では、新基地建設反対の議員が過半数を制したことを踏まえ、野党県議団へ「辺野古新基地建設反対決議」の要請行動を展開した。野党議員団も同様な考えであり、7月県議会で「辺野古新基地建設反対」意見書が採択された。

また、「海兵隊グアム移転協定」に関しても県議会において移転協定反対の意見書が決議され、本年3月、国会請願と傍聴闘争を展開した。協定は批准されたが参議院の否決という一定の成果を得た。この国会請願と傍聴闘争のさなか、政権政党の議員から「番犬を養うのに安い買い物」との発言が聞こえてきた。このような発言は「大型番犬（闘犬）に引っ張られている情けない飼い主（日

本政府)」の姿しか映らず、結果的にはアメリカ政府の対同盟国戦略である「ホスト国の負担増」に協力し、主権国家としての主体的な外交戦略を持ち合わせていなかった自公政権の衰れな姿だったといえる。

しかも、普天間基地の代替施設である辺野古新基地建設を前提にして、「海兵隊 8 千人のグアム移動」、「嘉手納以南 4 施設の返還」というパッケージ論はまさに「アメとムチ」の展開であり、沖縄県民を恫喝する日米両政府の手法を絶対に許すことはできない。沖縄の負担軽減とは「普天間基地の即時閉鎖・返還」であり、それ以外に代わるものはない。

去った 8 月末の衆議院議員選挙において、沖縄選挙区では普天間基地の代替施設である辺野古新基地建設を推進する自民・公明党が推す候補者は全て落選する結果を生じさせた。このことは「普天間基地の即時閉鎖・返還」、「辺野古新基地建設反対」を主張する県民世論の大勝利である。そして、民主党を中心とする 3 党連立政権は普天間基地の「県外移設」に向けて航海に出た。アメリカというドデカイ氷山が待ち受けているが、厳しい航海でも「県内移設反対」の沖縄県民世論の大風を背景にすれば必ず目的地に到着する。

“結 論”

読売新聞などの報道 (09/06/24) によると、米国連邦議会の下院では①辺野古新基地は滑走路が短く、②周辺に国立高等専門学校があり、③飛行経路に複数の鉄塔などの障害物があるとの理由から、「最低限の飛行安全要求を満たさない限り、国防長官は代替施設を認めてはならない」との修正条項を含む 2010 会計年度国防予算権限法案を可決している。すなわち、普天間代替施設は米国の航空安全法違反だと採択しているのである。米国議会で欠陥航空基地として認識されていることは重大である。また、普天間基地は伊波洋一宜野湾市長によって米国航空安全法に違反していることも証明されている。

辺野古新基地が米国航空安全法に違反する飛行場であれば沖縄県民にとって危険きわまりない新基地建設計画であり、白紙撤回を求めるのは当然である。

県アセス審査会や県知事意見書でも環境調査内容における科学的根拠の不備が指摘されている。

今回の環境アセス手続きにおけるあまりにも恣意的で杜撰な環境調査と後出しによる基地機能が示されている準備書を方法書からやり直しさせ、不法に行われている「事後調査に資する」環境調査の中止・停止を求めるものである。

また、日本の国家財政が厳しい折、アセス手続きの関連調査費、普天間移設関連経費などの財政支出をただちに取りやめ、国民生活に必要なとされている福祉、医療、教育行政にまわすべきである。

2009 年 10 月 21 日 (水) 安次富 浩 (へり基地反対協代表委員)